

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日時	平成 28 年 10 月 26 日(水) 10 時 00 分～12 時 10 分
■場所	市役所本庁舎 2 階 第 2 委員会室
■出席委員	持田委員, 永幡委員, 遠藤委員, 大熊委員, 風間委員, 菊池委員, 西條委員, 廣田委員, 松八重委員, 丸尾委員, 山田委員
■欠席委員	松木委員, 山口委員, 山崎委員, 横山委員
■事務局	佐藤環境部長, 菅原環境企画課長, 環境対策課水質係長, 樋口環境共生課長, 環境調整係
■報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市高速鉄道東西線建設事業に係る事後調査報告書（第 9 回）（案）について</li> <li>・都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書（第 8 回）（案）について</li> <li>・仙台市東部復興道路整備事業に係る施工方法の変更等について</li> <li>・雨宮キャンパス跡地利用計画に係る既存樹木の取扱い方針について</li> </ul>
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者 1 仙台市高速鉄道東西線建設事業 事業者</li> <li>・事業者 2 都市計画道路川内旗立線整備事業 事業者</li> <li>・事業者 3 仙台市東部復興道路整備事業 事業者</li> <li>・事業者 4 雨宮キャンパス跡地利用計画 事業者</li> </ul>
事務局	<p>【次第 1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第 2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul>
持田会長	<p>【次第 3 報告】</p> <p>&lt;&lt;公開・非公開の確認&gt;&gt;</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする</p> <p style="text-align: right;">→（各委員了承）</p> <p>議事録署名 風間委員に依頼</p> <p style="text-align: right;">→（風間委員了承）</p>
(報告 1) 持田会長	<p>それでは報告に入る。</p> <p>報告事項 1 の仙台市高速鉄道東西線建設事業に係る事後調査報告書(第 9 回)(案)について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市高速鉄道東西線建設事業については、平成 17 年 8 月 10 日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は工事中及び供用後の環境影響に関する事後調査報告書（第 9 回）の</p>

	案について事業者より報告する。
事業者1	(資料1について説明)
持田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見を願います。
風間委員	地下水の調査結果について、不圧地下水が工事によって1メートルぐらい下がった後、そのまま回復していないように見えるが、最近の調査では回復が見られるのか。また、漏水量に関するデータがあれば示していただきたい。
事業者1	資料1の50ページ、表6-2.1のBa4(1)'とBa4(2)'が不圧地下水の調査結果である。平成27年9月15日の地下水位がBa4(1)'ではGLマイナス3.14メートル、Ba4(2)'ではGLマイナス3.02メートルであった。最近の調査で、平成28年9月の調査ではBa4(1)'がGLマイナス3.06メートル、Ba4(2)'がGLマイナス3.22メートルであり、不圧地下水に関しては昨年
	から今年にかけて大きな変動はない。
風間委員	52ページの図6-2.5と57ページの図6-2.9を見ると、構築工事が始まって以降、地下水位が下がったまま回復していないのではないかと。
事業者1	ご指摘のとおり、不圧地下水に関しては、下がってから回復は見られていない。
風間委員	資料説明の際、「今年のデータで見るとさらに回復した」と話されたが、本当にそう言えるのか。
事業者1	言葉足らずで失礼した。被圧地下水についてはさらに回復しているが、不圧地下水についてはご指摘のとおり回復は見られていない。
風間委員	それでは、漏水量はどうか。
事業者1	手元に資料がないので、確認して事務局を通じて回答する。
持田会長	風間委員がご指摘の不圧地下水は、52ページの図6-2.5の緑の線か。
風間委員	52ページの図6-2.5の緑の線、57ページの図6-2.9の青の線が不圧地下水である。
持田会長	52ページの図6-2.5の青の線(被圧地下水)は一回大きく下がった後、だんだん回復してきているが、緑の線(不圧地下水)は少し下がったまま回復していないという話だ。これは回復しないと問題なのか。
事業者1	環境アセスメントの範囲ではないが、工事期間中の工事沿線の建物に影響がないか、近傍で地盤の高さを確認していた。地下水位が低下しても地盤高さに変動はなかったため、事業者としては、不圧地下水の低下は問題がないという認識である。
風間委員	環境アセスメントの観点から言うと、地下水の涵養といった健全な水循環の確保は重要である。1メートルは1,000ミリなので、地下水位が1メートル下がるといえるのは影響が大きいと思う。確認したいのは漏水量で、漏水量が分かれば水循環としてどれだけ損失しているかも分かる。漏水量が非常に少ないのであれば、雨などで地下水はだんだん戻るだろうと推察される。

事業者1	漏水量というのは、工事期間中のものか、それとも今現在のものか。
風間委員	今現在、地下鉄の路線部からどれだけ水が出ているのか。
事業者1	正確なデータは持ち合わせていないが、現場の状況においては漏水の発生はほとんどない。
風間委員	地下鉄南北線は結構漏水が発生している。
事業者1	場所による。
風間委員	データがあるのであれば、どこでどのぐらい漏水が出ているのかを示してもらいたい。
事業者1	了解した。
持田会長	風間委員のご指摘について、事後調査報告書に追加をいただきたい。
遠藤委員	猛禽類の営巣環境確認調査で、供用時の等価騒音レベルを測定しているが、最大値ではどのぐらいの騒音レベルだったのか教えてもらいたい。
事業者1	正確なデータは持ち合わせていないが、70 デシベル台後半を記録していたと記憶している。
遠藤委員	了解した。
持田会長	猛禽類の営巣環境にとっては、最大値が重要だということか。
遠藤委員	参考までにお聞きした。
持田会長	70 デシベルを超えると猛禽類に問題があるのか。
遠藤委員	そういうわけではない。
持田会長	事後調査報告書には、最大値についても記載した方がよいのか。
遠藤委員	必要はない。
永幡委員	騒音・振動について3点質問したい。
	1 点目、列車走行に伴う振動の調査結果について、評価書の予測値と比べてかなり小さい。基本的には良いことだが、今後の他の案件の参考になると思うので、これだけ乖離している原因が分かれば教えていただきたい。
事業者1	評価書では、東京都営地下鉄12号線の予測式を使って、地下鉄南北線での実測値をパラメーターに入れて予測をしているが、この地下鉄南北線での値がレール直下で68 デシベルからスタートしており、実際の東西線ではもっと低かったのではと考えている。また、評価書の予測では、地盤をすべて軟岩と想定し、減衰をマイナス9 デシベルと設定した。しかし、実際の地盤は、地表からシールドトンネルの天端まで約19メートルのうち、地表から約7メートルまでが礫層、そこから約12メートルが軟岩層である。軟岩層の減衰はマイナス9 デシベルだが、礫層はマイナス14 デシベルであり、予測では安全側にみて全てを軟岩層としており、その点でも乖離が出てくるかと考える。最後に、評価書では、速度について予測式がかなり安全側に見ていると記載している。以上が今のところ考えられる要因である。
永幡委員	今の説明ではっきりした。きちんと事後調査報告書に記載いただきたい。

事業者1  
永幡委員

2点目は、猛禽類の営巣環境確認調査で、騒音の距離減衰の話があるが、等価騒音レベルを距離減衰で求めているのか。

そのとおりである。

等価騒音レベルは、地下鉄の走行に伴う騒音のみならず、周りの音も全て拾っているのでは、そのまま距離減衰を計算すると、何の予測をしているのか分からなくなる。電車が走っている時間だけを切り出して予測するのであれば、一番寄与が大きいのは電車の騒音なので、予測したものは正しいと思う。しかし、電車が走っていない時間まで含めて計算すると、何を意味しているのか分からないデータだと思う。

事業者1

営巣環境調査の等価騒音レベルは、環境騒音も含めての数値になっているので、もう一度精査したい。

持田会長

地下鉄が走っていない時間も測っていれば、差がわかるはずだ。

事業者1

確認する。

永幡委員

猛禽類に影響を及ぼすのは、等価騒音レベルか、それとも最大値かはわからない。

遠藤委員

資料の中では、等価騒音レベルでの評価で良いと記載している。

永幡委員

等価騒音レベルでの評価で良いのであれば、今指摘した点をきちんと計算したほうが良い。

事業者1

了解した。

永幡委員

最後に、荒井地区の騒音レベルの調査結果を示していただいたが、指針値をかなり下回っており、安心できた。できれば、こうしたデータは最初から出していただけるとありがたかった。

持田会長

東西線は南北線より車両が随分小さいので、東西線のデータをとって、東西線がずっと静かだということが分かれば良いことである。東西線は南北線に比べてこういう特徴があるということを事後調査で明確に理解できると大変良いと思う。

事業者1

検討させていただく。

持田会長

よろしいか。この件については以上とする。

本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるようご配慮をお願いします。

(報告2)

持田会長

次に、報告事項2の都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書(第8回)(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

都市計画道路川内旗立線整備事業については、平成17年9月30日に評価書の公告を行った。

今回は工事中及び一部工事完了後の環境影響に関する事後調査報告書(第8回)の案について事業者より報告する。

事業者2 持田会長 松八重委員	(資料2について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見を願います。 資料2の82ページでご説明いただいた建設廃棄物について、廃プラ・金属くずの発生量をほぼゼロと予測していたとのことだが、建設廃棄物で廃プラ・金属くずが出ないことは考えがたい。どうしてこのような予測をしていたのか。
事業者2 松八重委員	評価書段階では廃プラ・金属くずは発生しないと想定していたが、廃プラは材料の梱包関係でどうしても出てくるので、それらを集計した結果、実績としてここに挙がってきている。 発生したことは問題ない。おそらく塩ビ系のプラスチックなどが梱包に使われると思うので、適切に処理、再資源化されていることはもちろん評価するが、最初の予測の段階から梱包について検討すべきである。
山田委員	54ページの集中豪雨等による法面への影響について、崩れた法面の復旧を検討中ということだが、昨今は大雨、集中豪雨等が頻発している。対症療法ではなく土砂が流出しないようしっかりした復旧を図っていただきたい。復旧の見通しについて考えだけお示しいただきたい。
事業者2	54ページの竜の口橋梁の右岸は、崩れた場所が民地で、約1.2メートル下がっていて、その上にまた土砂を載せてしまうと重みで崩れる可能性がある。その辺の工法をどういう形でやるか、法面を途中で押さえるのか、それとも市の構造物が倒れないようにうまく押さえる形にするのか、その検討に時間を要している。
山田委員	竜の口溪谷から広瀬川に合流するあたりはカジカガエルなどの生息地でもあるので、大雨ごとに崩落が続いてしまつては、濁水の影響が懸念されるところだ。そのような認識を持ってぜひ早急な対策をお願いしたい。
持田会長	私もここは気にしているが、橋脚の安全性という観点からものんびり構えていて問題ないのか。
事業者2	橋脚は今回崩れた場所よりもかなり深い位置に底版があるので、橋脚自体には影響はない。橋脚の脇にあるフェンスや側溝等が倒れる可能性があるので、その辺の対応を検討している。
持田会長	集中豪雨がすごく増えており、今後も増えると思われる。53ページの図6.1.1-2の断面図を見て、橋脚部分の地盤が、今後の集中豪雨でどんどん表層崩壊していくことを考えると本当に大丈夫なのかと思う。
事業者2	表層崩壊が起きているのは、岩盤の上に積った堆積物なので、心配はないと思う。
持田会長 永幡委員	了解した。 細かいことで申しわけないが、「(仮称)動物公園駅前」のように「仮称」が全部残っている。開業後は「仮称」ではないと思うが、どの段階まで「仮

事業者 2	<p>称」を付けるのか。</p> <p>分かりやすいように評価書に合わせた名称で記載している。実際、工事が終わればそれぞれの路線名や市道名等が付き、その名称で管理していくことになる。</p>
永幡委員	<p>現地の状況に合わせるのか、あるいは評価書に合わせるのか、どちらが良いか悩むところではあるが、方針は分かった。</p>
持田会長	<p>よろしいか。この件については以上とする。</p> <p>本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるようにご配慮を願う。</p>
(報告 3)	
持田会長	<p>次に、報告事項 3 の仙台市東部復興道路整備事業に係る施工方法の変更等について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市東部復興道路整備事業は、平成 25 年 10 月 28 日に評価書の公告を行い、平成 26 年 2 月から工事に着手している。</p> <p>今回は施工方法の変更等について、事業者より報告する。</p>
事業者 3	<p>(資料 3 について説明)</p>
持田会長	<p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いします。</p>
廣田委員	<p>いろいろな文献を引用して、いろいろと配慮されていてとても良いと思う。ただし、資料 3 の 10 ページで、文献を引用して野生小動物の這い上がり角度は 50 度で大丈夫と言っているが、カメ・カエル・ヘビの具体的な種名が記載されていない。例えば、カエルは種類によって移動能力、ジャンプ能力が異なり、側溝に入ると出られない種もいる。文献にこの角度で大丈夫と書いているカエルの種類と、現地にいるカエルの種類がマッチしないと、あまり意味がない。この角度で大丈夫だとは思いますが、根拠がおかしいと思う。</p>
事業者 3	<p>ご指摘のとおり文献にはカメ・カエル・ヘビの種類を記載していない。どういう種類を対象として、50 度や 70 度といった数字が出ているか再度確認するが、少なくとも今回計画している 45 度は、この表の数字から見るとかなり緩く設定している。周辺で生息している種類を確認した上で、この表を適切なものに差し換えるなど検討させていただきたい。</p>
持田会長	<p>この事業によって生態系が分断されては大変だということでの対策なので、やってみたら動物が全然通りませんでしたでは大きな問題だ。</p> <p>確認だが、11 ページの図 5 の青色の部分がトンネルで、この下にトンネルの入り口があり、トンネルを通過して上の方に行くのか。</p>
事業者 3	<p>ご指摘の図の青色は、両脇に高い草を残し、高い草をトンネルの形状にするというものであり、動物はそこを這って法面を上がる。</p>
持田会長	<p>両側に木がある並木道みたいな形状だと理解した。</p> <p>法面の下側にこの程度の小さい穴があいていても津波で問題になるのか。</p>

	<p>東部復興道路は1つ目の堤防ではなく、海岸から2つ目の堤防だ。また、道路の真下に開口部をつくって、道路構造としての安全性や耐震性などに問題はないのか。</p>
事業者3	<p>10ページに図示している赤い線の移動経路には、道路を走行する車の荷重などに耐えられるボックスカルバートやパイプカルバートを入れるので、構造物がつぶれることはない。構造物がつぶれなければ、結果的に道路が沈むという現象も起きないので、道路構造上の問題は全くないものと考えている。</p>
山田委員	<p>確認だが、5ページのフラップゲートは、通常は開け放しなのか。水生生物の移動を考えると、水路が開放されていることが大事だが、いかがか。</p>
事業者3	<p>今回設置するフラップゲートは、バランスウエイト式フラップゲートと言われるもので、津波があった際に人災が生じないように、人が行かなくても無動力で開け閉めができる構造を考えている。バランスウエイト式フラップゲートは、通常10度未満の角度で開いている程度で、正面からはほとんど閉まっているように見える。フラップゲートの前後の水の高さによって開け閉めされる構造である。</p>
持田会長	<p>普段は動物が通れないということか。</p>
事業者3	<p>動物が通れるような空間が開いているのではなく、常に閉じているようなものである。</p>
山田委員	<p>もう決まっているのなら仕方ないが、水生生物への対応は考えられないのかということだけコメントする。</p>
丸尾委員	<p>10ページの図4の拡大図を見ると、入り口から傾斜した下の部分に土やごみがどんどん埋まって維持管理するのに大変な気がするが、そこはどのようにお考えか。</p>
事業者3	<p>開口部からごみや土が流入して出入りが塞がると、動物が移動経路として使うのに大きな問題が生じる。ただし、側溝のように直上が穴だと土などが入りやすいが、真横に穴が開いている分にはその周辺に何かしらの対策をすることで、そのような事象は防げると思っている。小さなごみ等は入ってくると思うが、内径が1メートル程度あるので、ある程度の維持管理も可能と考えている。また、土などが多少入って自然と調和しているほうが、動物の移動経路としても好ましいと考えている。</p>
丸尾委員	<p>動物も入りにくいということはないか。</p>
事業者3	<p>動物の場合には、真横から自分の意思で入るので、問題ないかと思う。</p>
丸尾委員	<p>了解した。</p>
持田会長	<p>事後調査でうまく機能しているかを今後確認していただき、審査会に報告願う。</p>
事業者3	<p>移動経路の設置時期は、平成30年度の後半になるので、それ以降の報告になると思う。</p>

山田委員

水生生物は海域から陸域へいろいろな用水路や河川を使って移動するので、繁殖期など移動時期に応じた調査を、水生生物の分布がどう変化してしまったのかということもあわせてぜひ事後調査をお願いしたい。

事業者 3

水生生物に関しては、フラップゲートは完全には閉まっていない。少し開いているので、水に潜れるもの、カエル等は常に移動が可能と考えていただいで結構である。

持田会長

フラップゲートを設置することによって移動が阻害されるものとそうではないものがある、阻害されるものについては今回計画している移動経路になるということをきちんと説明するべきだ。

事業者 3

了解した。

永幡委員

法面の植生工法の変更についてだが、元の工法に戻るのだから基本的には問題ないと思うが、このように、行ったり来たりしたというのはどういう形で記録に残るのか。事後調査報告書にきちんと記載されると考えて良いか。

事業者 3

今回の検討結果はきちんと事後調査報告書に記載する。

永幡委員

それならば結構である。こういうことはうまくいかないというのが後から皆が分かるようにしていただきたいので、そこは願います。

大熊委員

各地で非常に高い防潮堤が造られている中で、動物の移動経路をどのように確保するのかということは、ほかの地区でも大きな問題になると思う。工夫いただいている計画が機能するかどうか、しっかりフォローアップしていただき、その情報をきっちり公表して共有していただくということはとても重要だと思う。

持田会長

大事な事例になると思うので、よろしく願いたい。

風間委員

今までの話を聞いて2点確認したい。

まず法面の種子吹付工について、これまでもあちこちの道路工事で法面に種子吹付を行っていると思うが、どうして今回は失敗したのかということが書いていない。気温が低かった等の理由は述べられているが、他の道路法面でもずっとやってきているはずだ。今回なぜ失敗したのかということが言及されていないのが気になった。

もう一点、フラップゲートの件だが、山田委員のご意見はもつともだ。フラップゲートが、どれくらいの水深で開いているのかは計算で出てくるはずだ。例えば15センチメートルくらい開いているとか、そういうことを示してもらえると、場合によってはタヌキも潜っていけるかもしれないという話ができると思うので、そういったデータも示してほしい。

事業者 3

了解した。

持田会長

それでは以上とする。

本日の質問、意見を参考に、今後の事後調査報告書の作成にできる限り反映させるようお願いする。



<p>(報告4) 持田会長</p>	<p>次に、報告事項4の雨宮キャンパス跡地利用計画に係る既存樹木の取扱い方針について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>雨宮キャンパス跡地利用計画は、平成28年4月7日に方法書等が提出され、本審査会にてご審議いただき、8月9日に答申をいただいた。審議の中で、樹木伐採前にあらかじめ審査会に報告するようにとのご意見をいただいていたので、今回、既存樹木の取扱い方針について報告を行う。詳細は、事業者より報告する。</p>
<p>事業者4</p>	<p>本審査会において多くのご意見をいただいたことを踏まえ、東北大学と協議をしながら、可能な限り既存樹木を保全・活用できるように検討を進めている。現時点では、東北大学による樹木伐採時期は未定とのことだが、準備書手続きの段階では伐採が始まっている可能性があるため、雨宮キャンパス全体の樹木の調査結果を踏まえて整理した既存樹木の取扱い方針について、今回報告する。</p>
<p>事業者4 持田会長 山田委員</p>	<p>(資料4について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いします。 3点お伺いする。</p>
	<p>1点目は、資料4の2ページに既存樹木の取扱いフローが示されているが、最終的に移植したり伐採したりする本数の見込みはあるのか。 2点目は、このキャンパスは、都市部においてまとまった緑があるということで、生態系の多様性を維持する上で重要な拠点である。その役割をできるだけ残していこうと思うならば、拠点となる範囲だけではなく連続性をどうやって担保していくかが大事な観点だと思う。そうすると、1ページに、活用できない樹木の例で低木や雑木とあるが、連続性を担保するためにも、可能な範囲で結構だが、ぜひ低木や雑木も残す方向で検討をいただきたい。 3点目は、以前指摘させていただいた雨水浸透の問題がある。現在よく言われているゲリラ豪雨や雨水による都市部の冠水のトラブルを避けるためには、土壌に雨水が浸透する機能が重要だ。ここが開発されてアスファルトで覆われてしまうと雨水の浸透能力が低くなり、水害のリスクを高めてしまうことが懸念される。樹木を残すことは、生態系の保全ということに加えて、水害へのリスク回避という点もあるので、ぜひこの取り扱いについて議論していただきたいと思っている。</p>
<p>事業者4</p>	<p>まず1点目のご質問の最終的に残る樹木の具体的な本数について回答する。2ページの既存樹木の取扱いフローでご説明したとおり、東北大学による建物解体工事など、様々な条件を今まさに整理しているところであり、具体的な本数は現時点では未定である。 2点目の緑の連続性という観点からも低木を残すべきというご意見につい</p>

て、フロー図では低木・雑木 1,400 本を全て伐採するとしているが、現状を整理した上で、低木・雑木についても引き続き活用を検討していく方針である。

3 点目の雨水浸透に関して、以前も流出係数の増加が想定されるとご指摘をいただいた。今後、下水道部局と雨水流出抑制対策について協議を進めていくが、貴重なアドバイスをいただいたので、緑地の保全による流出係数の低減について、その他の雨水流出抑制対策とあわせて検討を進めてまいりたい。

持田会長

2 ページの既存樹木の取扱いフローは、人によってかなり受けとめ方が変わらなうと思う。1 ページで移植ができない樹木の例として、大きな樹木をあげているが、樹木をなるべく残して欲しいと思っている人は、大きな樹木以外が全て移植されるのであれば、結構な樹木が保全されると感じる。しかし、移植は可能だが移植場所がないということも想定される。このままだと、人によってはものすごく多くの樹木が保全されると思ひ、一方、事業者はだいたいこれぐらいと考えておられて、この落差を準備書に持ち越すだけで、本日はイメージがほとんど共有されないまま終わってしまうのではないかと懸念するが、問題はないのか。

事業者 4

移植ができない樹木として、幹周り 120 センチメートル以上という定義は一応あるが、病院事業者、住宅事業者も含めて、それぞれ具体的な計画と合わせながら検討していく必要がある。その際、支障にならないのであれば、幹周り 120 センチメートルを超える大木であっても残せると思ひが、どうしても移植しなければならなくなった場合には、大木の移植は技術的に難しいということで、イメージしやすいように、例として 120 センチメートルと記載した。ただし、根の状態にもよるが、120 センチメートルを超える樹木であっても移植できるものは移植を検討していきたい。

また、本日は、今後どうしていくのか大きな方針を報告するという趣旨で 2 ページのフローで説明させていただいた。先ほどの回答と重複するが、具体的な本数については現時点では未定である。

持田会長

私が言いたいのは、物理的に移植できる・できないだけでこのフローが完結しているが、事業計画の中でどれぐらい空地があるのか、つまり、技術的には移植できる樹木が多くあっても、移植先がないから移植できないということがこのフローからは読み取れない。今の話は、技術的に移植できるものは全部移植するとおっしゃったと多くの方は受け取るが、それでも問題はないのか。

事業者 4

今回お示した既存樹木の取扱い方針は、仙台市環境影響評価条例の対象事業となっている私どもの商業施設の範囲のみならず、病院事業者、住宅事業者の範囲が含まれている。その辺については引き続き各事業者と協議して

持田会長  
大熊委員

いる状況なので、今この場で明言できない。

了解した。

建物解体工事の支障にならないと想定される樹木については、解体後も残され、それが建物計画、地区施設等の範囲に位置するかどうかという観点で移植か存置かが検討され、その結果は準備書の段階でお示しいただけるということによろしいか。

一方で、解体工事とあわせて利活用を検討する樹木については、解体の時点でそのまま残せないことになって、かつ技術的には利用可能となった場合は移植を検討されるということになると思う。事業者の計画がまだ固まり切っていない段階で、敷地内のどこに移植するのかの判断を迫られることになると思うが、今後どのように移植先を検討されることになるのか、お考えをお聞かせいただければと思う。

事業者 4

2 ページのフローでは、同一時間軸での検討のように見えると思うが、現実的には、東北大学による建物解体工事が先行し、フローの真ん中の「解体工事と併せて利活用を検討する樹木」について、存置可能か、活用可能かという検討が先行すると考えている。ただし、1 番上の「解体工事の支障にならない樹木」についても、東北大学の建物解体工事が終了する段階で、その場所に残す、もしくは移植する木は全部確定していこうと現在考えている。

移植先に関しては、建物解体工事の詳細について東北大学が現在検討しているので、その検討結果も踏まえながら、どこかの場所に一旦仮移植するのか、もしくは直接移植先に移植するのか検討していきたいと考えている。

西條委員

2 ページのフローについて、土壌処理範囲の樹木に関しては全て伐採するということだが、土壌汚染の拡大を防止するために伐採ということなのか。

事業者 4

土壌処理に関しては東北大学で詳細を検討されているが、土の入れ替えをしなければならないため、その範囲の樹木は保全が難しいと聞いている。

永幡委員

建物解体工事の支障にならないものはとりあえず残すというのはそれで良いが、その後、地区施設の範囲には入らないけれども、建物を建てるときの支障になるから伐採されてしまうというのはないのか。

事業者 4

地区施設の中では道路が一番大きいと思う。地区施設を設置するため、その場所に残せないものは移植していく方向で検討していきたいという意味合いで書いている。ただし、どうしても移植に耐えられない木もあるので、それは二次利用を考えていきたい。

西條委員

解体しながら処分していく樹木、あるいは東北大学のキャンパスかどこかに移植してそれを再活用するという樹木、敷地全体のランドデザインの中でまたこの敷地の中に戻すために一時仮置きする樹木、それから支障がないのでそのまま残して建設工事を進めていく樹木という、幾つかの流れの中で樹木を選んでいくことになると思う。そうすると、全体のランドデザイン

持田会長	<p>的なもの、外構計画というのか、そういうのが必要だと思う。</p> <p>そのとおりだ。事業者が決まらなければ全体のランドデザインが決まらないとおっしゃっているが、いかがか。</p>
事業者 4	<p>商業施設に関しては、現在計画を検討中である。住宅施設と病院施設に関しては、それぞれの事業者の計画もあるので難しいが、ランドデザインという観点では、商業施設、地区施設や中央のアクセス通路はトータルで検討を進めていきたい。</p>
持田会長	<p>西條委員のご質問だが、1ページの「キャンパス内へ移植する」のキャンパスは雨宮キャンパスのことだと私は思ったが、西條委員は東北大学の別のキャンパスと思われたようである。どちらが正しいのか。</p>
事業者 4	<p>説明不足で申しわけなかったが、私どもで考えているのは雨宮キャンパスの中で、例えば病院施設のエリアにある木も商業エリアに移したりということである。</p>
西條委員	<p>了解した。</p>
持田会長	<p>事業者から示された既存樹木の取扱い方針について、仙台市からコメントがあれば願います。</p>
環境部長	<p>本件に関して、私どもの認識と考えについてコメントさせていただく。</p> <p>今の議論にもあったとおり、雨宮キャンパスは中心市街地における貴重な緑として、市民の皆様等から大変注目されていると理解している。</p> <p>土地の契約は更地での引き渡しの基本条件となっている中で、方法書に係る本審査会での議論や答申、市長意見を踏まえて、事業者であるイオンモールと東北大学が協議の上、現況の樹木の調査を行い、樹木の存置又は移植に向けての方針を示したものであり、当初の更地による引き渡しという状況を踏まえれば評価できるものと考えている。</p> <p>一方、今回の方針は、議論の中にもあったとおり、現段階におけるものであり、存置又は移植に向けて検討の対象になっている樹木についても、今後東北大学による解体工事がどのように進められるかによって変わってくるものと考えている。また、樹木の規格や生育状況、今後整備される建物や通路などの附帯施設の建設により、伐採される樹木がより増える可能性も否定できないと考えており、今後具体的な検討がなされていくものと認識している。</p> <p>本市としては、そういった状況を踏まえ、先ほど申し上げた中心市街地における貴重な緑を保全するという観点から、可能な限り既存樹木が保存・活用されるとともに、新たな植栽も含めて適切な緑化が図られるように、今後提出される準備書に向け、事業者に対して必要な対応を求めてまいりたいと考えている。</p>
持田会長	<p>準備書が提出されるのはいつ頃か。</p>
事業者 4	<p>2017年の春ごろを予定している。</p>

持田会長	準備書の段階では具体的な計画が示されるという理解でよろしいか。また、その前段階で仙台市とよく相談していただきたい。
環境部長	最終的な土地の引き渡しは平成30年2月頃を予定していると聞いている。また、今、事業者から話があったとおり、来春、準備書が提出される予定の一方で、東北大学の建物解体工事がいつ始まるかについては未定であり、今後、具体的にどこからどう伐採していくのか決まっていくことになると思う。準備書の提出時期と伐採が始まる時期、また伐採する場所等について、東北大学と事業者で、必要に応じて仙台市も加わり、同時並行的に話が進められると理解している。今後できるだけ樹木の保全・活用につながるよう進めてまいりたい。
持田会長	ほかに何か。では、この件については以上とする。 本日の質問、意見を準備書の作成にできる限り反映させるようご配慮をお願いする。
事務局	【次第4 事務連絡】 ・本日の審査案件に対する追加意見 11月2日(水)午後5時まで ・次回審査会 未定
事務局	【次第5 その他】 ・なし
事務局	【次第6 閉会】 《審査会終了》

平成28年12月12日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

持田 灯

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

風間 聡

